

入退院支援にかかる診療報酬および介護報酬

① ケアマネジャーの算定できる加算

日常の療養支援

通院時情報連携加算 1日につき50単位(月1回まで)	通院に同席し、医師・歯科医師等に情報提供を行う
----------------------------	-------------------------

入院時

入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位／月	入院日以前又は入院日の情報提供 (営業時間外の入院なら翌日でも可)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位／月	入院翌日又は翌々日の情報提供 (営業時間外の入院で3日目が営業日でない時は4日目迄可)

退院時

退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	病院等の職員から情報収集を1回(カンファ以外の方法で) カンファレンスによる情報収集(ICT 活用でも可)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	情報収集をカンファ以外の方法で2回以上 情報収集2回のうち1回以上がカンファレンス(ICT でも可)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	病院等の職員から情報収集を3回以上、そのうち1回以上がカンファレンス(ICT でも可)

② 訪問看護ステーションの算定できる加算

入院時

訪問看護情報提供療養費3	1500円(医)	入院にあたり情報提供する医療機関に対する情報提供 月1回まで算定
--------------	----------	-------------------------------------

外泊時

訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8500円(医)	在宅療養に備え、一時的に外泊する場合入院中1回算定 (厚生省が定める疾病等は2回)
--------------	----------	--

退院時

退院時共同指導加算	8000円(医) 600単位(介)	退院時に入院施設職員と共同で指導を行った場合 ←退院後から介護保険利用で、初回加算(Ⅰ 350単位 ・Ⅱ 300単位)を算定した場合は算定できない
指導内容を文書以外の方法で提供が可能に		
特別管理指導加算	2000円(医)加算	厚労省の定める状態の場合
退院支援指導加算	6000円(医) 8400円(医)	退院日に訪問に行った場合(退院日のみ算定) 1回で90分を超える長時間の訪問、又は複数回の合計時間が90分を越えた場合

③ 在宅医等の算定できる加算

日常の療養支援(在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院)

在宅療養患者に対し ICT での関係職種間との診療情報を共有・活用する場合の加算が新設

在宅医療情報連携加算	100点(在宅時医学総合管理料・在宅がん医療総合診療料等の加算) 5以上の医療・介護に関わる連携職種との ICT を活用した情報共有
往診時医療情報連携加算	200点(往診料の加算) 在支診が訪問診療を行っている他の医療機関(在支診以外)と連携し、診療情報を定期的に共有し、その医療機関が往診困難な時間帯に往診を行った場合に加算
在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料	200点(末期がん患者急変時の ICT を用いた療養上の指導)
介護保険施設等連携往診加算	200点 平時から介護保険施設等の入所者に関する情報共有(定期カンファレンス含む)を行い、入所者の病状急変時に協力医療機関(在支診が望ましい)が往診を行った場合
協力対象施設入所者入院加算	1. 往診が行われた場合600点 2. 1以外の場合200点 介護保険施設等と平時からの連携体制を構築している保険医療機関の医師が診察を実施した上で、入院の必要性を判断し、入院をさせた場合

入院時

診療情報提供料(Ⅰ)	250点	診療状況を示す文書の提供
療養情報提供加算	50点加算	訪問看護からの情報を併せて提供した場合

退院時

退院時共同指導料1	1500点 900点	病院でのカンファレンス参加 在宅療養支援診療所の場合 病院でのカンファレンス参加 それ以外の場合
※ICT 活用でも可		

④ 病院の算定できる加算

入院時・入院中

入院時支援加算1	240点	予定入院患者(転院は×)への全項目の支援を行った場合 一部項目の支援の場合
入院時支援加算2	200点	
入院事前調整加算	200点	厚労省が定める疾患に対し在宅での障害福祉サービス事業所等と事前に入院中の支援に必要な調整を行った場合
入退院支援加算1(要届出) 一般病棟700点 療養病棟1300点		25以上の関係機関との連携し、3回／年以上の面会 退院困難な患者の抽出原則3日以内など条件多い 1以外、退院困難な患者の抽出は原則7日以内
入退院支援加算2(要届出) 一般病床190点 療養病棟635点		
総合機能評価加算	50点	介護保険の特定疾病を有す40歳以上65歳未満又は65歳以上の患者に総合的評価を行い入退院支援を行う場合
介護支援等連携指導料	400点	ケアマネとの連携 入院中2回まで算定
在宅患者緊急入院診療加算 (入院初日に限り算定)	2500点	①在宅療養患者の急変時に、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の求めに応じて行う場合
	2000点	②①以外で、連携医療機関である場合
	1000点	③①②以外の場合

退院時

退院前訪問指導料	580点	入院期間がひと月を超えると見込まれる患者に対して退院後の在宅療養上の指導を行った場合
退院時共同指導料2※	400点	在宅での療養上必要な説明・指導を在宅医、訪看などへ
医師共同指導加算	300点加算	入院中と在宅での両方の保険医が共同して指導 3者以上の共同
多機関共同指導加算	2000点加算	

※ 1は在宅療養を担う医療機関の評価、2は入院中の医療機関の評価

薬剤総合評価調整加算	100点	①入院前6種以上の内服→内容変更と指導をした場合 または②精神病棟で抗精神病薬4種以上の内服の場合
薬剤調整加算	150点	①の場合で退院時に2種以上減った場合 または、 ②の場合で退院までに抗精神病薬が2種以上減った場合
退院時薬剤情報管理指導料	90点	入院中の薬剤を手帳に記載、退院後の指導
退院時リハビリテーション指導料	300点	在宅での基本的動作・訓練など必要な指導を行った場合
リハビリテーション計画提供料1	275点	介護保険のリハビリ事業所に情報提供
診療情報提供料(I)	250点	診療状況を示す文書の提供 紹介医療機関ごとに月1回
退院後訪問指導料	580点	療養上の指導。退院後ひと月を限度に5回まで算定 訪問看護と同行し指導を行った場合(退院後1回のみ)
訪問看護同行加算	20点加算	

「地域連携診療計画情報提供加算」、「リハビリテーション計画提供料」は廃止になりました

連携にかかる診療報酬および介護報酬（主に入退院支援）

